

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	3
【議案第8号】矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について	3
【議案第14号】矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について	8
【議案第15号】矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について.....	13
【議案第21号】矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について	13
【議案第13号】矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	21
【議案第17号】工事請負契約について.....	23
【議案第19号】矢板市体育施設の指定管理者の指定について.....	27
【議案第20号】矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の指定について	27
【議案第23号】矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者の指定について	31
【議案第24号】矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について	31
【延会】	33
【再開】	35
【議案第22号】矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について	35
【委員長報告】	48
【閉会】	49

1 日 時

令和5年11月30日（木）午前9時00分～午後4時11分

令和5年12月 4日（月）午後2時45分～午後3時50分

2 場 所

議場

3 出席委員（7名）

委員長 宮本 莊山

副委員長 掛下 法示

委員 渡邊 英子、齋藤 典子、高瀬 由子、小林 勇治、佐貫 薫

4 欠席委員

なし

5 説明員（12名）

(1) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野 晋一

(2) 高齢対策課（1人）

①高齢対策課長 加藤 清美

(3) 子ども課（2人）

①子ども課長 高橋 理子

②保育担当 松岡 雄一

(4) 農林課（1人）

①農林課長（経済部長）村上 治良

(5) 商工観光課（2人）

①商工観光課長 小林 徹

②観光スポーツツーリズム担当 山中 光男

(6) 建設課（1人）

①建設課長 柳田 豊

(7) 教育総務課（1人）

①教育総務課長 細川 智弘

(8) 生涯学習課（3人）

①生涯学習課長 佐藤 賢一

②スポーツ推進室 大澤 英勝

③スポーツ推進室 川上 将司

6 担当書記

矢板 寿江

粕谷 嘉彦

7 付議事件

【議案第8号】 矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について

【議案第13号】 矢板市体育館設置及び管理条例の一部改正について

【議案第14号】 矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

【議案第15号】 矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

【議案第17号】 工事請負について

【議案第19号】 矢板市体育施設の指定管理者の指定について

【議案第20号】 矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の指定について

【議案第21号】 矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について

【議案第22号】 矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について

【議案第23号】 矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理

者の指定について

【議案第 2 4 号】 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

○11月30日

【開会】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しており、会議は、成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (10:02)

これより議事に入る。

議案第8号、議案第13号から議案第15号、議案第17号及び議案第19号から議案第24号の11件である。

なお、説明に当たりましては、執行部には簡潔な御説明をお願いする。

【議案第8号】矢板市泉常設型サロン設置及び管理条例の制定について

○委員長 次に、議案第8号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（加藤清美）

（「議案書」9～14ページにより説明）

○委員長 これより議案第8号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○渡邊委員 今回の泉常設型サロンについて、高齢者の方々のために畑をできるようにということで、その辺について今どのような状況で進行しているのか、分かる範囲でお答えいただきたい。

○高齢対策課長 畑につきましては現在、生涯学習課で泉グラウンドの整備しており、その一角に、泉保育所の西側の付近に畑を整備していただけるということで、準備をさせていただいている。

○渡邊委員 保育園のお子さんたちと畑をすることも、また生きがいになるかと思うので、ぜひ今後ともよろしく願います。

○齋藤委員 泉常設型サロンというのは木幡北山はつらつ館と同じような内容で行うのか。

○高齢対策課長 泉常設型サロンと、木幡北山はつらつ館の事業が同じものかということか。はつらつ館事業については、どちらかというと生きがいづくりということで、趣味の講座を中心に、カリキュラムを組んでおり、新しく設置する泉常設型サロンについては、介護予防を中心にした事業を実施していきたい。

- 齋藤委員 私、実は木幡北山はつらつ館にも行って、行事などがあったときにお邪魔させていただいている。そのような形で泉常設型サロンにもみんなが集まれるような行事というのは計画されているのか。
- 高齢対策課長 泉はつらつ館としては、先ほど説明したが廃止になるということで、また新しい施設として泉常設型サロンを作るということだが、その中で、泉保育所なども隣接しているので、お子さんたちとの季節に合わせたイベントの実施や、当然サロンの中でもイベントなどを実施していく。
- 齋藤委員 そうすると、お元気ポイントなども、行けばもらえるような形になるのか。
- 高齢対策課長 お元気ポイントの対象になるかということだが、現在、行政区等でも行っている、きらきらサロンと同様に、参加者またボランティアで参加した方についてはポイントのほうへ付ける予定でいる。
- 渡邊委員 この泉に関しての送迎の部分が、まだはっきりしてなかったようだが、送迎に対して進んでいる部分を教えいただければと思う。
- 高齢対策課長 送迎については、泉きずな館の中に入る社会福祉協議会の事業として、泉地区の方で行き来する際の足がない方について、サロンだけではなくて泉きずな館を使う方について、無料で送迎を行うということで、準備を進めている。ボランティアを募集して運転をしていただくような予定でいるが、夏頃から募集をしているが現在集まっていないということで、少し募集の要件を変えて進めるということでお話を伺っている。
- 渡邊委員 交通の足のない方、なかなか行きたくても難しいと思うので、今後、行きやすいような、状況ができるようお願いしたい。
- 高瀬委員 きらきらサロンと同様にポイントがつけられるということと、子どもたち保育園児との交流も考えているということだが、今この11ページの条文の中に、第3条第1項第5号「地域の子供と高齢者のふれあい交流による趣味、スポーツ及びレクリエーション等生きがい活動に関すること。」とあるわけだが、これは例えばボランティア団体が何かを主催して行うということも可能になるのか。
- 高齢対策課長 サロンの事業は、現在地域の方を中心にプロジェクトミーティングというものを開催しており、その中で事業を検討させていただいているが、その中で、ボランティアのほうにも講座などができる方を募集しているので、イベントにおいても、ボランティア団体の方に御協力いただけることがあれば、御協力いただき

いと思っている。

○高瀬委員 市民力をアップさせるためにも、様々なボランティアと共同でいろいろなことをやっていただきたい。次の質問は 11 ページの使用者の範囲等のところで、第 6 条 「サロンを使用できる者は、本市に住所を有する概ね 65 歳以上の者とする。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。」とあるが、子どもたちとの交流も含まれるということで、この条文に関しては、概ねということであるから、別に 65 歳以上の方でなくても、イベントの場合は誰でも参加できるという認識でよろしいのか。

○高齡対策課長 サロンの事業について、元が中学校だったということで、学校、大人の学校をコンセプトにしており、午前 9 時から午後 4 時の間で午前と午後にそれぞれ既に事業を組み込んで、予定を組む予定でいる。基本的には 65 歳以上の方を対象にした事業ということだが、ボランティア単独でお使いいただく場合は少しお時間がないので、高齢者との交流ということであれば、時間が空いていればお使いいただけたらと思う。

○高瀬委員 今政府でも、30 歳以上離れた友達を持ちましょうとか、赤ちゃん学級とか高齢者の方とか様々な年代の多世代交流を推進していて、それが有効であるとなってきたので、ぜひそういったことをどんどん推進していただきたい。

○佐貫委員 条例を策定するにあたって、今、課長が大人の学校をコンセプトしているとおっしゃっていたが、はつらつ館に対して、今回の条例の策定にあたって、ここを強化した、ここを付け加えたというところがあるか。

○高齡対策課長 付け加えたところは、設置目的、2 行目になるが介護予防の推進というところを追加し、事業についても介護予防を中心にやっていくということで、事業の中でも一番上に、最初の行に条文を持ってきた。

○佐貫委員 大人の学校というコンセプトで介護予防、一瞬間いただけでは乖離があると思うが、多分、そこを埋め合わせる施策をお考えなのかなと思っている。そこについて、具体的にどのような考えで、大人の学校というコンセプトで介護予防の具体策がなされるのか。

○高齡対策課長 大人の学校と介護予防というところに乖離があるのではないかといいことだが、介護予防は、実施内容が体操などであれば、それを学校の授業的に体育の時間、昔の音楽などを聞いて、昔のことを思い出しながら、認知症予防のような形でやるときは音楽の時間、算数的なものをやって脳トレをやる場合には算数の

時間だという形で、カリキュラムを組んでいる。

○佐貫委員 うまく行くことを期待している。そこでまた質問する。

本当に課長がおっしゃったことがうまくいくように心から願っている前提で、細かいことは知らない上で聞くが、泉中学校跡地の施設である現在の泉はつらつ館が向こうに機能として移転し、大人の学校としてスケールアップ、グレードアップして誕生する。大きな流れは理解した。

大人の学校というコンセプトを掲げて、学校のカリキュラムになぞらえたコンテンツを準備していただいていることは理解した。大人の学校を責めるつもりはないが、今、木幡と泉には施設があり、そこで利用されている方々のニーズを把握した結果、このようなニーズがあったから大人の学校という冠を建てれば、それを包含できて、サービス提供できるだろうという考えで、大人の学校となったのか。どこが立脚点となって大人の学校となったのか。

○高齢対策課長 大人の学校というのは先ほど御説明しましたが、皆さんで介護予防をやっていただきたいというところで、なかなか高齢者の方は予防施設という足が遠のいてしまうところもあるので、より皆さんが参加しやすいようなイメージで、取組を行っていききたいというところで、大人の学校ということにした。

○佐貫委員 今、利用されている泉も木幡もあると、さらに、今回、大人の学校として泉中に移行するにあたって、ニーズとかウォンツのベースがあって、泉中に移るタイミングだから大人の学校としたのか、単に泉中に移るから大人の学校という、こちらで決めて発信しているのかという、企画のそもそもの立脚点というのはどこなのかという質問をした。つまりシンプルに言うと、ニーズとかちゃんとリサーチした上でやっているのかという確認になる。そのニーズは何なのか。

○高齢対策課長 事業の内容等については、はつらつ館の利用者であったり、あとは各公民館でやっている高齢者学級の参加者のものであったり、あとはシルバー大学校の方とかに事前こんな事業でやったらどうかというところの御提案というか、アンケートの調査は実施させていただいて、その中で、ニーズが高いものをカリキュラムの中に組んでいく形で決めている。

○佐貫委員 ぜひ、利用者の方々と意見交換をしながら、良いものになるよう期待する。多分、大人の学校というコンセプトなので、そのサロンの開館時間が午前9時から午後4時で、土日はなしというところと紐づいてくるのだろうと考えた。しかし、土日というのはニーズ的にはどうなのか。

○高齢対策課長 初めに開館時間の9時から夕方の4時までというのは、現在も行っている、はつらつ館や各行政区でも行っているきらきらサロンの補助金の要綱にもあるが、高齢者の方が自分で来たときに、安全にその場所に来られる時間帯ということで9時から4時ということで、決めさせていただいた。

土曜日、日曜日というところについては、はつらつ館はこれまで土曜日がやっていたので、その分サービスの低下というイメージがつくと思うが、その辺は事業を充実することで、良くなったというところで評価していただきたい。土日については御家族のいる方については、御家族でそれぞれどこかに出かけるということもあると思う。その点で月曜日から金曜日というところで、事業を組ませていただく。

○佐貫委員 そこで先ほどの質問とも関わるが、これまでののはつらつ館の利用状況において、土曜日は高いのではなくて低いイメージか、それとも平日と比べてフラットなのか。土曜日を切った合理性な理由が知りたい。

○高齢対策課長 土曜日、日曜日のはつらつ館の利用状況については、手元に資料がないのでお答えできないが、土曜日、日曜日は今でもはつらつ館のイベント的なものを実施しているなど世代間交流などを実施していたが、利用数については、平日の方が多かったような気がする。だからといって、土曜日をなくしたというわけではないが。

○佐貫委員 ニーズがあれば土曜日は条例改正をして、すごくたくさん土日にくるみたいなことになったら、土曜日を条例改正の上で土曜日はオープンするというのは可能か。

○高齢対策課長 土曜日が実際に休館してしまうので、その間、利用が増えるというところが分からないが、利用したいというお声とかがあった場合に、またはイベントなど土日に、絡めてお子さんたちも来てもらうというときに実施をしたりして、その中でニーズがあるようであれば、条例改正もあり得ると思う。

○佐貫委員 旧泉中がこれから改修されて、旧泉中の施設自体も土日は開かれないのか。それともサロンの場所は限定的に開かないのか。

○高齢対策課長 泉きずな館の中には泉公民館が入るので、土日も建物自体は空いている状況である。ただ、泉常設型サロンについては、開館しないということで、もし御利用されたい場合には、泉公民館を御利用いただくような形で予定している。

○渡邊委員 第3条第1項第4号で、高齢者の健康及び介護相談に関することということだが、これは常時、保健師や看護師の方が常設して、常に相談に応じるのか。

そして、高齢者の体調の急変、例えば食事を出すということなので、喉につかえるということもないとは限らないので、AEDの設置はもちろんだが、そのときに対応できる保健室的なものというところはどのようになっているのか。

○高齢対策課長 健康相談や介護相談こちらについては、協力いただける方が常にいるわけではないので、曜日を決めてこのときに、相談を受けるようにしようと思う。それと緊急の場合は、業務委託をするが、そちらで人員配置していただき、事故が起こった場合には対応していただく。

○渡邊委員 相談については予約する形で理解した。保健室的な点では、すぐに対応できるような方が常にいるわけではないということか。

○高齢対策課長 業務委託先でそのような方がもし来ていただければありがたいが、常時看護師のような方を配置する予定は要件としてはない。

○渡邊委員 高齢者のためのサロンであり病気や体調の変化もあるので、検討していただければと思う。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第8号は原案のとおり可決された。

【議案第14号】矢板市学童保育館設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第14号を議題とする。

○子ども課長（高橋理子）

(「議案書」50～51ページにより説明)

○委員長 これより議案第14号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 泉中がリニューアルしてオープンするときに、学童も泉中に行くと思っていたが、学童は、泉小に移るという認識でよろしいか。

○子ども課長 泉小学校の多目的室に移転ということ形になる。

○佐貫委員 現はつらつ館でやっていた学童の空間的キャパは、泉小に移したところで、今の利用者、これからの利用者見込みを含め、安全に過ごせるという状況なのか。

○子ども課長 学童保育館は、基本的に一人当たりの保育面積というものが決められており、1.65 平米以上ということになっている。今の泉小学校の学童保育の登録者は 35 人だが、実際に利用されている方は現在 28 人というところで、皆さんが利用されたとしても、泉小学童保育館移転後の多目的室だと、一人当たり 2.5 平米ということで、広さは確保されており保育には支障がないものと考えている。

○佐貫委員 空間的キャパについては安心した。二つ目の質問させていただく。

今度は見守ってくださる人という観点でお伺いする。はつらつ館だと、スタッフが学童をやっているときも近くにいた。このやり方としては、乙畑小のひまわりスクールを勝手にイメージしているが、行政で学童として設置するとなると、ヒト・モノ・カネという観点でいうと、まずモノの空間的キャパは担保できていると、今度は管理するヒトという観点で、学童を泉小に移管するときどのように進めていただけるのか、これまでの方なのか新たな方なのか、そのスタッフの配置とか、どんな属性の方なのかというのを含め伺う。

○子ども課長 現在も泉げんきセンターで行っている、泉小学校の学童保育館は社会福祉協議会に指定管理という形をお願いをしているが、引き続き、場所は変わっても同じような形で指定管理として社会福祉協議会の方をお願いする予定である。人員配置に関しても、空間的に若干今よりは狭くなるというのはあるが、人員的にも社会福祉協議会の方で対応いただけるように協議を進めている。

○佐貫委員 お声をいただいている、結構狭くなっちゃうと。法律上 1.65 平米を担保できて一人当たり 2.5 平米になると。でも 2.5 平米は子どもたちにとっては一瞬で終わっちゃうようなスペースで、事故があったときに…、何かスタートのときから管理の方が減ってもう対応できないみたいな状況は避けていただきたくて、スタート時点で慣れるまではやっぱり厚めに、キャパが減ったから人を減らしてスタートではなくて、安全性第一にして進めていただくよう調整を引き続きお願いする。

○高瀬委員 要望になるが、学童一人当たりという考えはもちろん大切だが、その学童の特性もあって、障がいのあるお子さんが増えている傾向にあるということも伺っているので、いろいろな課題に対応できるような体制を作っていただきたい。

○齋藤委員 学童となると社会福祉協議会が主体になると思うが、私も学童に勤めていたときに、子どもたちも学童に来たら学校の子どもではなく、学童の子どもという形で捉われてしまう。そうすると同じ学校の敷地内で、子どもたちを学童という形で受け入れていて、学校の先生はもう関係ないよということのないように、質問ではないが、やはり何かあったときには学校の先生も対応できるようなシステムがあればいいと思う。

○子ども課長 まず、泉小学校に学童保育館を移転するというときに、教育委員会をはじめ、泉小学校とも協議をさせていただいた。泉小学校でも、学童保育館を利用するお子さんたちの移動の面で、一番学校内であれば安全であるということも了解いただき、場所として提供いただいたというところもあるので、引き続き学校とも連携しながらやっていきたい。

○委員長 委員長を交代する。 (10:37)

○副委員長(掛下法示) 委員長を交代した。 (10:37)
ほかに質疑はないか。

○宮本委員 この冊子(矢板市こどもまんなか応援ブック)によると、佐貫委員の質疑と重なるが、泉小学校の学童保育館では、定員が60名ということになっている。そうすると最大定員で、多目的教室でも必要な面積を満たしているのか。

○子ども課長 定員に関しては、指定管理者である社会福祉協議会と、見直しを今後行うことになるかと思っている。現在も泉小学校の学童保育館利用者28名というところであるので、60人までの定員というところにはならないかなというところで、多目的室の広さも考慮の上、社会福祉協議会と協議し、定員に関しては見直しがあると思っている。

○宮本委員 もう一つ、泉小学校に移動すると、学童と学校が隣り合わせになる。そうすると、セキュリティについてはどのような対応になるのか。

○子ども課長 セキュリティの問題に関しても、泉小学校の方と協議をさせていただいている。今度学童保育館の管理運営者である社会福祉協議会と、泉小学校の方でも話し合いを行い、戸閉であるとか、その辺のセキュリティの関係は、きちんと協議して行っていくということになっている。

○宮本委員 そうすると、今日現在ではこういうふうにしていくという徹底はされている状態なのか、今協議中なのか、どちらか。

○子ども課長 セキュリティに関しましては、社会福祉協議会と泉小学校ではもう既

に協議済みということで、鍵をお借りするとか、その辺はもう既に協議が整っている。

○宮本委員 今日、具体的なことを聞いたかったが、本当に現場の校長はじめ教頭先生、この学校とその学童保育、例えば、学童ではないが乙畑ひまわりスクールだと離れた体育館で、あと、西小のときも離れて外から入れて、管理を十分しているというような様子だったが、その辺はどうなのか。

○子ども課長 セキュリティについては学校の校舎なので、教育委員会で警備会社が入っている。その中で、教員が帰った後も、学童保育施設として、一つの多目的室を利用すること当たっては、学童保育の指導員がその鍵をきちんと持って、最後に帰るときには戸閉とセキュリティをかけて帰るということで協議は既に済んでいる。

○宮本委員 一方、学校と学童とで子どもたちが利用するトイレとは共用か。

○子ども課長 トイレは共用である。

○宮本委員 そうすると、生徒と学童の子どもたちが行ったり来たりになる。これ指導の先生はつくと思うが子どもたちの管理が難しいのではないか。

○子ども課長 多目的室のすぐ前にトイレがある。そちらのトイレを使うことは泉小学校の先生方も了解をいただいております、多目的室から出る場合には、指導員が注意をして見守るというところは、今も外に出るといったようなこともあるので、その辺は指導員がきちんと管理をするということになっている。

○宮本委員 それではしっかりとした指導体制で、教職員の方は同じ棟で同じ子どもを見るのでその境は難しいと思うが、できる限り学童と学校とをパッと分けるような体制でしていかななくてはならないという気がするので、指導体制をお願いしたい。

○副委員長 委員長を交代する。 (10:46)

○委員長 委員長を交代した。 (10:46)

ほかに質疑はないか。

○佐貫委員 課長が先ほど私の質問で答弁いただいた定員のキャパのところだが、今後、次年度から泉小の中に泉小の学童ができ、その告知がなされ募集が開始される。その際、学童利用者が増える要素があるのではないかと思います。というのは、夏場のゲリラ豪雨で、課長マターではなくて教育総務課マターにはなってしまうが、雷が鳴って豪雨になると学校に留まってくださいとなる。そういうケースが最近頻

繁に起きる。そうなったときに、どうせはつらつ館まで歩くなら帰ったほうがいいから、はつらつ館には学童は申し込まないけれども、泉小だったら、濡れずにそこで待機できるから、とりあえず学童は申し込もうというふうになる可能性がある。私の息子のプライベートの話だが、片岡小でも多い。泉小もおそらく同じ敷地内、同じ箱の中であれば増えるのではというのが一つ。そこは大きな可能性としてイメージされていたほうがいいかなというのが一つ。もう一つは、やはり同じ敷地内同じ箱の中にあるということで、あの子が行っているなら僕もあの子が帰るまで一緒にいようかなという子も、人付き合いの中で出る可能性というのも、こちらは不明だが、二つ目の可能性もあるということで、利用率としては高まるのではないかなったときに、キャパは大丈夫かというのがもう1回確認と、法的には大丈夫だと思うがキャパの確認を再度させていただく。

○子ども課長 今までの移動距離を考えて、利用されなかった方が同じ学校の敷地とか学校の校舎内に学童保育館があるというところで、利用するという方も、もしかしたらいるかもしれないということは承知している。

そんな中で、学童保育は基本的には3年生ぐらいまでのお子さんで、家庭で保育体制が整っていないような、保育に欠ける方の利用が多いところもあるので、基本的にはそうした方の優先的な利用という形にはなろうかと思っている。今後の推移はこちらとしても見ていきながら、検討の余地はあるのかなというところである。

○佐貫委員 今は共働きが8割前後で、恐らくほぼほぼ保育に該当するのではないのかと思っているので、臨機応変に対応いただけるように期待をしている。それから、矛盾する観点になるかもしれない、かつ、子ども課長の所管ではないが、ただ絡んでくるので質問する。学校教職員の方々の働き方改革で、早く学校教職員も帰れとなっている。そのとき、例えば学童保育が今日は風邪で少なくなっちゃったので、先生が心配だからとか事務職員が心配だから一人ついてあげるみたいな臨機応変な対応って結構美しいかとは思いますが、先生方の労働時間が長引くとか負荷が高まるようなところがないように、そこは、矛盾する観点ではあるが、子どもの生命を守る、安全を守るという観点で言うと、いて欲しいと言えばいて欲しいが、でも先生もそんな毎日ベタで張りつけないよという観点もあるので、非常に難しいハンドリングだと思うが、本当に学童は人で支えられていると思っているので、抽象的な表現だが、先生方の負荷も上がらず安全も守れるような体制を構築していただけるようお願いしたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 14 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決された。

【議案第 15 号】矢板市子ども・子育て会議条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 15 号を議題とする。

○子ども課長

(「議案書」52～54 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 15 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 15 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決された。

【議案第 21 号】矢板市子ども未来館の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 21 号を議題とする。

○子ども課長

(「議案書」63 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 21 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○齋藤委員 指定管理料の金額の件だが、この金額というのは毎年この金額なのか。

○子ども課長 こちらの金額は 5 年間の総額となっている。

○佐貫委員 課長から非公募だったとしても、いろいろ説明いただいた。多分非公募で理由をちゃんとおっしゃっていただいた方は初めてだと思う。そこで、プレゼンもあったということだが、これまでの未来館、コロナのときもあった。大変な時代を経験して、逆に言うといろんなノウハウも高まってきていると思っている。これからは、継続して子育て世代プラスお子さんの居場所づくりに貢献していただきたいと思っていて、次のフェーズになるといったときにそのプレゼンで、こういう課題もいいところもあったと。そういう課題についてはこういうふうに解消していくというような、次のこの第 2 フェーズに向けて、課長がここをちゃんと選択するにあたって、良かったところというか、期待するところがあったら、課長自身の意見で構わないので、お聞かせいただきたい。

○子ども課長 未来館の最初のことから、コロナ禍というところで指定管理者、実際にその場で働いていらっしゃる指導員の皆様方には、非常に御苦勞をかけたと思っている。その中でも、時間を決めて予約を取る方法であるとか、安心安全に、危なくないようにというところで、非常に心遣いをさせていただいて、今の利用者の増加につながっていると思っているところである。今回のプレゼンテーションにおいては、事業計画書の中で、今までの実績はもちろん、いろいろ説明いただいたところだが、今年度においても 2 階の利用を促進するというようなところで、土足で中高生が利用しやすいようにとか、SNS で未来館のいろんな各種事業を発信していただくとか、いろんな改善に取り組んでいただいているというところは継続していただくというところと、あと来年度からはファミリーサポートセンターのアドバイザーも常駐させていただいて、未来館に来て、今、小さいお子さんを連れていらっしゃるお母さんとかが今度働いて、お子さんをどちらか保育施設に預けてというようなときにも、ファミリーサポートセンターでは対応できるようにとか、その辺の利用の周知を図るであるとか、社会福祉協議会でいろんな改善を図っていただけるというところのプレゼンテーションをさせていただいたところである。

○佐貫委員 本当に学童もそうだが、やはり現場の方のスタッフ、人で持っている施設だと思っている。向こう 5 年間の指定管理から額に直すと 137 万何がしといったときに、相当スタッフが減るのではという懸念をしているが、そこのスタッフの現

状と、この予算の中でのスタッフの増減があれば教えていただきたい。

○子ども課長 指定管理料については、市からの募集要項並びに仕様書に基づき、社会福祉協議会で提案いただいた収支予算書に基づく金額ということになっている。その際に、やはり減額というところであったので、社会福祉協議会からは、コロナ対策というところで、クールを決めて1時間に1度掃除をしていただいたというところで、清掃業務を行うために増員していた人件費、そちらは見直すというところ。あとは施設の運営から3年が経過したというところで、管理の方法も効率的に運営ができるというところ。その辺の説明はしていただいたところである。

○佐貫委員 ノウハウも高まってきたし、コロナ禍の時間ごとの消毒用の人員の部分で削減できるので、スタッフとしては削減しても、このコストでいける判断をされているとは思いますが、それはノウハウが高まった上でのお話と思っており、今いらっしゃるスタッフは、来年度以降もいらっしゃるのか。

○子ども課長 未来館の人員配置に関しましては、指定管理者である社会福祉協議会によるところであるので、市として把握はしていない。しかし事業計画書の中では、指導員については保育士等の有資格者を配置し、児童や保護者を温かく見守る環境を整備するということで提案いただいているので、そのような体制を整えていただけるものと考えている。

○佐貫委員 難しいところだと思うが、ノウハウの蓄積と、さらに伸ばしていけるように期待している。

○渡邊委員 指定管理が社協のほうということで、今年度も、社協中心にイベントとか、かなりやっていただいた。やはり今、経済的に事情を抱える、いわゆる貧困家庭という問題がかなり増えてきていると思うが、やはりああいうようなイベントをやることで、いろんなものを買ったり、体験したりできると思う。今回社協が中心になってやったイベントは本当に気軽に行けて、お金も使わずに楽しめるものだったので、今後もそのようなイベントを行っていただきたい。

それから旧泉中学校に社協が移るということで、今までは社協と子ども未来館が近いっていう意味で、何かのときは社協の方がすぐに未来館のほうに、行ってお手伝いとか補助という形ができたと思うが、今度は距離があるので、そのような部分での問題点はないか伺いたい。

○子ども課長 社会福祉協議会は旧泉中学校に移るということはあるが、サテライトオフィスという形で、未来館にも職員が来ていただけると聞いている。

○渡邊委員 未来館にサテライトオフィスということで社協の職員が常駐しているということで理解してよいか。

○社会福祉課長（沼野晋一） サテライトオフィスということで、週2回相談ができるような体制で、今のところ予定しているところ。

○渡邊委員 サテライトオフィスに関しては勉強不足だが、子どもの相談もそうだと思うが、社協全体の例えば高齢者、障がい者とかも一緒にその週2回の中で相談を受け付けるものなのか。

○社会福祉課長 今まで社協で受けた相談は全部受けるが、当然一人では受けきれないので、後日回答になってしまうのか、電話とかでやりとりをして、その場で解決をするのかというところはあるが、窓口で週2回対応する。そのほかについては、例えば事前に相談があるということであれば、その対応をできる方がいるような形で考えている。そういうことで、お子さんの相談であったりとか、その困窮の話だったりとかというのはそこで一旦は受けて、話を聞くというような形になる。

○渡邊委員 現在の社協へは、予約でなくて、例えば高齢者の方が大変な方がタクシーで杖をついて相談に行く方もいらっしゃるし、貧困問題で相談に行く方もいらっしゃるし、現在の社協の場所だと、その場で相談が解決することがある程度はできているかと思うが、今お話いただいたように、週2回の相談となるとその場で解決できない問題もあるので、そうなったときに、何度も足を運ぶのは大変だと思う。今度の窓口の中で、例えば前もって御相談内容を連絡くださいってということで、相談内容に関しては分かる方が、その窓口で相談できるような、何度も足を運ばなくてもいいような、体制づくりというのなかなか難しいと思うが検討いただきたい。

○社会福祉課長 このサテライト窓口におきましては、あくまでも社協が泉地区に今度移転するということの対応措置というか、泉まで行けないという方に対しての対応ということで、基本的には、例えば車を乗れる方であれば、泉のほうに行っていただければ今までのような対応はできるということで、ただ、それがなかなか難しい方については、矢板地区でも週2回窓口を開設して対応をするというような形で考えているというところで、やはり、全てがその一人の方が受けるというのはなかなか難しいので、その辺は予約をしていただくといったことも周知をしながら、対応することをお願いしたい。また各種相談とか、例えば社協の方で無料法律相談とか、心配事相談とか、そういった今まで定期的にやっていた相談については、相談を

矢板公民館で実施することで考えている。そこは今まできずな館でやっていたものが矢板公民館に移るといような形で検討している。

○渡邊委員 本当に、今回社協が泉に移ってしまうということで、遠くなる、どうしたらいいかとの声もかなり聞こえるので、前もって予約できることなど、なるべく相談される方の負担が増えるようなことがないような対応をお願いします。

○齋藤委員 未来館の1日の来館者というのはどのくらいか。

○子ども課長 イベントなどによりばらつきはあるが、例えば10月は多い日は240名程度、少ない日は20名前後というところ。

○齋藤委員 スタッフは常時何人いらっしゃるか。

○子ども課長 イベントを組んでいるときにはスタッフも増員させてという体制になっている。基本的には常勤は3人という形で、非常勤の方がそこに入るというような体制でやっている。

○掛下委員 実際に利用して、ちょっと問題を感じたので質問したい。一つ目は時間帯で、私自身が直接子どもを送迎して10時に行って子どもを置いて、次に12時半に迎えに来たが、12時から13時の間は1回遊び場所を出なくてはならない。それで真夏だったが外で暑い中、駐車場で待つことになった。だから、感じたのはスタッフの人は大変だと思うが、昼休みを交代制でやってもらうなど、その常時対応できるような方法が検討できないかということと、人によっては、食事した後11時半頃入る人もいると思うが、12時で一旦出ないと駄目なので、こういうところは常時開いていたほうが、その目的に達するのかなという気もするので検討いただきたい。

○子ども課長 その運営の方法につきましては、そういった御意見を社会福祉協議会にも伝えてまいりたい。

○掛下委員 もう一つの質問だが、そんなに数は来ないというふうにみなしたときに、今は予約制だが、コロナの状況をみると普通に戻したらどうかという意見を持っているが、検討いただきたい。

○子ども課長 社会福祉協議会と協議してまいりたい。ただ、その予約とフリーの人数というのも、大きな枠を取っているかと思うので、その辺も併せて協議してまいりたい。

○佐貫委員 沼野課長にお伺いする。議案第21号の子ども未来館の指定管理者は、社協で、旧泉中についても社協で、きずな館はサテライトで週2回子ども未来館に来るとなったときに、一体化させて、例えば同じ議案とかで、すごい予算も大きくし

て、社協さんにこの予算の中で全部を人員配置も含め、臨機応変な対応も含め、どうぞプランニングからお願いするというやり方はできないのか。ここは、この予算でこうこう、この予算はこうこうだと、やっぱり人もある程度、こっちは何人、こっちは何人とか、私はこっちの人間で、こっちの人間だって大体出るもの。臨機応変に随時にそのチームを組んで、グルグル回せるようにというのはやっぱり、同じミッションの下で動くからできるのであって、分けちゃったら、臨機応変にその例えばサテライトに相談に来たときに、子どもがギャーギャー泣いている、こっちの3人のスタッフはもうほかで大変だと言ったときに、一緒であれば、来たそのサテライトのスタッフは見てくれるとすぐにハードルもない。でも、分けてしまうと聞いてからにしようとか大体組織というのは遅れる。であつたらここは一元として、予算、バジェットも一緒にして、人は全体でうまくやるようにしてくださいのほうが、もし私が社協で受け手だったらやりやすいと思うがいかがか。

○社会福祉課長 答えになるかどうかというのは難しいところだが。現実問題としては、そのように同じ場所にて、予算が違うから事業が違うからといって、分けられるものではないと思っている。ただ、これ大変申し訳ないが、予算の執行上の関係があり、児童福祉費と社会福祉費は、やはりその事業内容等につきましては、執行していかなくてはいけないところであり、そちらを別々に出すというのは、これは致し方ないのかなと思っている。ということで、やはり社会福祉協議会が市から受けているので、事業が違うが、同じ施設に同じようにというか、同じ社会福祉協議会なので、やはり連携を図っていただくよう協議を進めてお願いします。

○佐貫委員 行政職員としてはそのとおりで法律的にもそうで、苦しい回答っていうので分かる。立場も分かるが、利用者は沼野課長も分かっていたいての答弁だと思うが、お財布はどこだろうが関係ない。社協のお客さん、矢板市のお客さんっていう観点で、本当に人事的なハードルを相当下げないと、やっぱり一歩目が遅い。そういう文化でやっていこうというのを共有いただいて、作っていただければと思うので、今回新たなスタートになるので、重ねてお願いします。

○渡邊委員 学生の勉強の場ということで、たまたま私行つたときに2階のところで、学生さんが2、3人勉強されていて、夏だったので、本当にエアコンが利いていて、すごくいいことだなと感じた。小さい子だけが子どもではないので、やはり中学生・高校生も、矢板市の大切なお子さんなので、受験を控えている中学生だったり、高校生だったり、年間をとおして勉強する場として、今後もう少し開放するとい

うようなお考えはあるのか。

○子ども課長 子ども未来館ということで、なかなか1階の大型遊具が目立っていて、小さいお子さんを中心に御利用いただいているが、2階の学習室というところで整備をしており、Wi-Fiが使える、2階の学習室の隣に少し小さい図書を置けるようなスペースもあり、そちらも受験をされる方とか、参考書などの充実を今年度図ったところである。夏休み前とかに、中学生・高校生が利用いただけるように、学校を通じて御案内をし、ポスターを貼ることで周知をしてまいりたい。あと学習室の利用に関しては、時間も午後8時まで使っていただけるように延長している。

○渡邊委員 家で勉強しようと思っても、ちょっと気が散るとか、そういう部分でも8時までというのはありがたい。集中して勉強できる時間でもあり、本当に空調もきちんと整えてあるので、本当ありがたいことなので、ぜひ今後お願いしたい。

もう一つ、屋外の遊び場ということで夏は難しいと思うが、中だけでなく外にも何か砂場的なところがあつたような気がしたが、駐車スペースも広いと思うので、一部、外で遊べるようなスペースがあると良いと思うがいかがか。

○子ども課長 議員におっしゃっていただいたように、現在は駐車場という形になっており、外で遊ぶというのは少し危険が伴うかなというような状況である。駐車場の一部に花壇があり、そちらは地域の方々と子どもたちと一緒に整備をして、地域交流を図っているところだが、外の遊び場というところの整備に関しては、現在は未定である。

○渡邊委員 外遊びはとても大事だと思っているので、安全性とか難しい部分もあると思うが、必ず父兄、保護者の方同伴でお願いするとか、何か規制をつけるなりにしながら、今後は外の部分で囲いをするとかしながらの遊びについても検討していただきたい。

三つ目の質問だが、キッチンが2階にあると思うが、私はたまたま社協の料理教室に参加させていただいて、本当にすばらしいキッチンで綺麗で広さもあって、キッチンの隣に食事をする広いスペースがあるが、あそこをもう少し生かさないともったいないと思った。例えば、子ども食堂をやるとか、子どもたちのための料理教室をボランティアの方と一緒にやるとか、あるいは一般の方にも開放してキッチンを使えるようなことをしていただけると、もっと活用できると感じたが、その辺についてはどうか。

○子ども課長 現在、子ども未来館は児童館という位置付けになっている。そのため、

貸館業務というのは基本的にやってない。ただ、お子さんのためにお使いいただくということで、団体の利用というのも、指定管理者の社会福祉協議会と今後検討していきたい。

○渡邊委員 せっかくの未来館ということで、お子さんやその家族が来るのでキッチンが使えるば、お母さんと子どもと一緒に料理を作って食育の勉強しようとか、子ども食堂的な部分で食事を提供するとかそのような形で、子どもたちのためのキッチンということでの利用も、今後はぜひ進めていただきたい。

○小林委員 今、2階の学習室の話があったが、駅に近くて、高校があるわけで、学習室の対象として、児童館ということだが、実際に学習室を利用されている人というのは、中学生あるいは高校生などもいらっしゃるのか。

○子ども課長 中高生の利用はこちらでも推進しており、中学生の放課後学習塾等でも利用しているような状況である。人数は、今年度10月では、中学生、高校生合わせて80人ぐらいの利用はある。夏休みはさらに多い。

○小林委員 かなり利用されていると思うので、さらに利用できることを周知していただきたい。

○渡邊委員 学生の勉強スペースということで、飲食物持ち込み禁止だと思うが、中にはお弁当を持ってくる、ずっと勉強したいという方もいると思うが、飲食スペースはあるのか。

○子ども課長 2階に休憩室があり、そちらでは自動販売機があったり、飲食可能なスペースとなっているので、学生の方もお昼であったり、おやつをそちらでとることができる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第21号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第21号は原案のとおり可決された。

- 委員長 暫時休憩する (11:41)
- 委員長 休憩前に引き続き再開する (12:55)

【議案第13号】矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第13号を議題とする。

○生涯学習課長（佐藤賢一）

（「議案書」45～49ページにより説明）

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○渡邊委員 長井と上伊佐野の体育館については、現在使っているのか。もしあるとしたら、泉体育館に移動するということでよいのか。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 長井と上伊佐野の体育館については、確かに現在も利用されている方はいるので、泉の体育館を含め、他の体育施設に誘導と周知してまいりたい。

○佐貫委員 現時点で長井、上伊佐野を含め、立足の泉運動場も利用されている方がいるときに、一元化されていくのは理解しているが、利用されている方に、この議案が通った後にどういう形で、促していくのか周知活動とそのスケジュールについて伺う。

○生涯学習課長 予約システムで、来年度からということで周知をさせていただくと同時に、実際に利用されている方たちに対して、議会の議決をいただいた後に、直接周知を図っていききたい。

○佐貫委員 そこを丁寧に進めていただければと思う。

○高瀬委員 利用者へ周知してくださるということで、他の施設に移っていくことになるが、かなりの回数を利用していたサークルの方もいらっしゃると思う。そうすると他の施設ではその利用が間に合わないとか、サークルの活動日が減ってしまうというような懸念があると思うが、そちらはいかがか。

○生涯学習課長 全体の市の体育施設の利用状況を見ていったときに、確かに利用時間によっては重なってしまうところもあるかもしれないが、全体の施設の利用から見ると、二つの施設が無くなっても、十分に受け入れは可能と考えている。

○高瀬委員 現状利用しているサークルの方を優先していくような形で、配置されるようになるかと思うが、サークルの活動がきちんと継続できるようにいろいろ配慮

していただきたい

○掛下委員 市の体育館は撤去して、それに対して長井と上伊佐野は体育施設はやめるが、その後の使い道は何か考えているか。

○生涯学習課長 上伊佐野については10月の全員協議会で総合政策部長から説明があったとおり、民間の活力導入ということで、現在、募集しているところ。流れについても一応体育施設からは除かれるが、現実には旧長井小学校の部分はもう民間で使っているため、今使われている方と協議をさせていただきたいと考えている。

○佐貫委員 矢板市の体育館の解体撤去の件について、どういうスケジュールか確認したい。

○生涯学習課長 市の体育館に関しては、先ほど言ったとおり補正をさせていただき、解体撤去の設計の部分と、アスベストがあるかどうかということでチェックをさせていただくというような予算を組ませていただいている。生涯学習課といたしましては、令和6年度に体育館の撤去工事に入りたいと考えている。これについては当初予算の絡みもあり正式ではないが、担当課としてはそのようなスケジュール感を持って動いているところ。

○佐貫委員 直接この第13号とは絡まないところだが、文化会館等々もある。

使用不能になって結構数年たって、デザイン配置計画的にも今後なくしていくという中で、その体育館だけの解体で今予算も上がっているが、個人的な考えとしては、一緒に実施したほうが、トータルコストは安くなると思うがそういうことはないのか。

○生涯学習課長 文化会館に関しては、直近、足利のほうで似たような施設の撤去をされているが、やはりかなりの金額が掛かっている。事業費として見たとき、市の財政を考えるとなかなか一緒にというのが難しいと考えている。

○渡邊委員 旧泉中学校が閉校するときに、学校の備品等を活用できる団体にお渡ししたということを伺っているが、体育館の中にも椅子など備品があると思うが、それに関しては今後どうするのか。市の体育館、長井、上伊佐野含めて。

○生涯学習課長 まず、市の体育館に入っているものについては、旧泉中の体育館へ持っていく予定である。ただ、全てではなく使えるものと使えないものを分ける。それから、長井、上伊佐野に関しては民間活力の関係があるので必要があるか無いか協議する。

○渡邊委員 地域の方々にテントとかが地域コミュニティに使えるということで、再利用で有効活用している部分もあるので、今度の体育館の中の備品に関しても、有効活用できる部分に関しては民間にも、お声掛けいただけたらと思う。

○齋藤委員 上伊佐野の体育館は、今公募をかけているっていうことだったが、現在まだ全然決まらない状態か。

○生涯学習課長 直接の担当課ではないので、詳しいところはお話できないが、現在募集期間が終わり、応募は今のところなかったと聞いている。今後については検討中ということで聞いている。

○齋藤委員 それでは上伊佐野の体育館はまだ使える状態ということだと思うが、一応皆さん、市民の方には3月までなのか、それとも誰か借りてくれる人が決まるまでは、そこの体育館を使える状態になるのか。

○生涯学習課長 今年度中は体育施設として利用するので、3月末までは使えるようになっている。

○齋藤委員 3月以降になったら、決まっていなくても使えない状態なのか。

○生涯学習課長 今回の条例改正で削除するため、体育施設としてはもうその施設は除外されるので使えない状況になる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第13号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第13号は原案のとおり可決された。

【議案第17号】工事請負契約の変更について

○委員長 次に、議案第17号を議題とする。

○生涯学習課長

(「議案書」57ページにより説明)

○委員長 これより議案第 17 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○齋藤委員 1 億 500 万、何かすごく高いような気がするが、普通入札する前に大体見積りイコール支払い金額っていう形で見られると思うが、資材が上がるということで値段が上がるというのは、前もってもう少し見積り金額を上げて値段を算出しておくべきではないかと思う。入札するために安く見積もっているように思えてしまう。少し高いような気がしたが、その辺はどうか。

○生涯学習課長 市の当初の設計金額は約 15 億 8,900 万というのが、設計額になる。それに対して落札された金額は 13 億 7,500 万である。

○齋藤委員 予定よりも幾らか金額が安いということで、落札されたと思うが、やはりある程度の金額を見た上で見積り金額を出してもらって、入札をするような形だったら、ここまでの差が出てこないのではないかという、個人的にそうは思う。見積りイコール出来上がる金額というふうに、普通一般住宅だと思ってしまう。

○生涯学習課長 市の設計に関しては、単価とかそういう決まったものを積み上げて、一部見積りをいただいているところもあるが、そういうものに基づいた設計となっているので、ちょっと考え方が違うと思われる。

○掛下委員 見積り額が上がったときには詳細を出して欲しいということを、今回だけでなくいろいろなことで言っているが、なかなか出てこないが、大きく上がったときはこういう詳細を出してほしい。

○生涯学習課長 説明が足りていないのだが、物価スライドに関しては、1 億 500 万につきましては、全てがその物価スライドの分ではないので、あくまでも先ほど言った部材の数量が決定したというところと、あと部材の変更、現場として見ていったときにより長く使えるとか使いやすくするために、どうしてもその変更を加えていく。それに伴って上がっていくというところもあるので御理解いただきたい。

○掛下委員 体育館において、床材は基本中の基本だと思う。それで、私たちも公民館を建てたとき、部材、ドア、床材をどうするかということで、随分値段が違うので、その基本のところをきちっと押さえて選定しているはず。だから後から変わるということは、検討不足だと思うがどうか。

○生涯学習課長 もともと事業費というのがあるため、それに合ったものを部材として選ぶ。今回、先ほど言ったとおり落札額が当初を予定したものより約 10%落ちているので、その差額でより良いものにするため、より使いやすい、より長く使えるものということで部材の変更などをさせていただいた。

○掛下委員 部材の床材は良いものを最初から決めればいいのであって、何でやらないのか。

○生涯学習課長 先ほど言ったとおり、もともとその事業費をある程度決めてやっているんで、それに合った材料で設計を組んでいるということで、最初の 15 億 8,900 万ぐらいの事業費に見合ったものでもともとは作っている。ただ、最初の入札をした結果、落札額が落ちたので、その差額を使わせていただき、より良い施設にしていくということで床材も変えさせていただいた。

○掛下委員 今の説明を聞くと、当初 15 億だけでも 13 億に安くなったと。差額の 2 億ぐらいは使ってもいいという前提で、材料をいいものを入れたということの説明で良いか。

○生涯学習課長 全てその差額分を使うというわけでないが、なるべく、建物を見ていったときに、副委員長のおっしゃるとおり床材というのは体育館として重要な部分なので、先ほど申したとおり移動観覧席とかは重いものになるので、それを何回も移動させたりすると、アリーナ側と同じ床材よりはグレードアップしたほうが、より長持ちするというので、今回その変更もさせていただいた。

○掛下委員 理由は分かりました。そういうの見込んで本来はいろいろと動いて欲しいが分かった。

○委員長 委員長を交代する。 (13:24)

○副委員長 委員長を交代した。 (13:24)

○宮本委員 市民というか、利用者の希望があって、まもなく完成を迎えるが、この場所に外トイレが必要不可欠という声が利用者から上がっている。というのは子どもたちがバスで到着した際、中トイレでは間に合わない。これは私らも経験しているが、試合会場に行くとバスから降りて間に合わない。そして、中トイレも多くない。現在、外トイレの設置計画はあるか。

○生涯学習課長 今回の体育館は外からもトイレに入れるようになっている。その辺は配慮した作りとしてある。

○宮本委員 それは理解しているが、選手としては、やっぱり我慢して乗ってくるじゃないけれども、さっと一時寄ることがある。そして、話が膨らむが、市の体育館とトイレが無くなる。だから、できればあそこに公共的なものも含めて、来年度でもプラスアルファで、早期の計画をお願いしたい。

○生涯学習課長 委員長の言葉は理解できたが、今のところ計画がないため、申し訳

ないが、体育館の外から使用していただきたい。

○宮本委員 利用者である子どもたちも、児童生徒っていうのかな、往々にして見かけるのが、ベイシアのトイレに移動っていうのが見受けられるようだ。これは大変危険性を感じるということで、危ないような気がするというような声もあるので一緒に整備いただきたい。

○生涯学習課長 バスは基本的に体育館側に寄せているところでもあるので、体育館のトイレを利用していただいて、今後、様子を見させていただきたい。

○副委員長 委員長を交代する。 (13:30)

○委員長 委員長を交代した。 (13:30)

ほかに質疑はないか。

○佐貫委員 変更する予算について、この建設費についてはこれでもう上がることはないという認識でよろしいか。

○生涯学習課長 こちらで確定となる。

○佐貫委員 資材費アップというのは、建物だけでなく中に入れる什器系、備品等も上がってくると思っている。そちらについての予算については上がってないのかという確認をさせていただきたい。

○生涯学習課長 建物に関しては、実際は令和4年度からの工事となっているので、約2年の期間があるので、どうしても当初設計よりも上がってきていると、備品に関しては今年度当初予算であげているが、今のところ、当初予算の中で問題なく、全て収まると考えている。

○佐貫委員 先ほどの宮本委員長の話とも少し関わってくるが、うれしい悲鳴として利用者が増えて、駐車場がキャパオーバーとなった場合の腹案というのがあれば教えていただきたい。

○生涯学習課長 一応設計上は駐車場にとめられる台数の問題はないと考えているが、今、佐貫委員がおっしゃったように、もしも本当にたくさんの車が来てという場合は、東小の校庭を土日であれば使わせていただくとか、長峰公園の駐車場を使わせていただくとか、そのようなことを検討していく。

○佐貫議員 ぜひ、うれしい悲鳴にもお答えをいただけるようにお願いします。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決された。

【議案第 19 号】矢板市体育施設の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 19 号を議題とする。

○生涯学習課長

(「議案書」60 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 19 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決された。

【議案第 20 号】矢板市文化スポーツ複合施設の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 20 号を議題とする。

○生涯学習課長

(「議案書」61～62 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 20 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 4 社応募いただいて、こちらに決めた。こちらに決めたその決め手とか期待するところを教えてください。

○生涯学習課長 審査過程につきましては、お答えできないが担当課としては、いかに施設を集客していただくかというのが非常に重要であるので、普通に貸館だけで

はなく、自主事業の部分を活発に積極的に行っていただきたい。

○佐貫委員 自主事業のところの充実度が決め手になったという認識を持たせていただいた。

では、二つ目にこちらの文化複合施設数で、シームレスを具現化するものって何かあるのか。

○生涯学習課長 先日の一般質問の中での城の湯との連携というところだと思うが、生涯学習課としても、市長も前からおっしゃっているとおり市内に来て、日帰りでお帰りになる方が多いということで、いかにそれを市内に滞在していただくかというのが非常に重要になるかと思うので、特に合宿誘致など市内に泊まっていただくというようなものを積極的に自主事業で誘致をしていただきたいと考えている。指定管理者のほうには積極的にやっていただきたい。

○佐貫委員 完全に同意だと思っている。となると、城の湯も同じ指定管理ほうが良かったのではないかと思うがいかがか。

○生涯学習課長 施設の性格がかなり違うものとなるため、今回、北関東警備保障なども体育施設の管理はしているが、やはり施設、宿泊施設絡みは多分あまり手がけてないと思われるので、うちとしては体育施設の指定管理ということで募集を行っている。

○佐貫委員 あまりこれからそれてしまうと、多分答えにくくなってくるのだろうと思う。しかし、シームレスだと、共同事業体の方がいらして自主事業で便益を上げていってくださいと、どんどんどんどん活用して、お客様を増やしていただくことをすごく楽しみにしている。それで泊まっていただくと、でもその便益って向こうになると、あまりね、そういうのって、きついんですよね。さっきの子ども課と会議の中でもあったが、お客様としては、どこかがやって矢板に来てくれて泊まりました。でも片方の組織はA。片方の組織はB。便益としては、それぞれの決算を上げなくてはいけませんと言ったときに、お互い送客してシナジーを持ちましょうというところが、担保できるという状況にしていけないと、結構きついなあと、もともとビジネスマンとしては…、多分行政よりはビジネスを知っているという自負があるので危惧をしている。

○生涯学習課長 今回、議決をいただいた後に開設までの準備期間というのがあるので、その期間にうちのほうも指定管理を受けていただくと、よく話し合いをする中で、城の湯の宿泊施設との連携についても、よくよく協議をしながら二つの事

業者がより良く運営できるように生涯学習課としても、協議をよくやっていきたい。

○佐貫委員　とはいえ、この地政学的要因ではないが、メインターゲットが首都圏のほうとなると矢板は日帰りの合宿ないし日帰りの施設としても非常に有用な距離感である。本当に生涯学習課としては、一歩目としては本当にここの最大活用をお願いできればと思う。

○小林委員　確認だが、入札があった4者はそれぞれの業務ごとに1者が担当しているが、この共同事業体を構成する4者なのか、共同事業体として1者とほか3者の入札で4者なのか。

○生涯学習課長　議案に挙げているのが一つの事業体ということで1者ということ。

○小林委員　入札の結果をこの事業体1者に決まり、ほかに3者あったということで理解した。

○齋藤委員　指定管理料の金額を決めた上で、公募をかけたのか。

○生涯学習課長　募集要項の中で市の金額としてこのぐらいということで提示をさせていただいている。具体的には4億8,250万ということで、見積もりの上限額ということで示している。

○委員長　委員長を交代する。 (13:54)

○副委員長　委員長を交代した。 (13:54)
ほかに質疑ないか。

○宮本委員　金額が大きい、この金額が適正だというものがあれば説明いただきたい。どんなものが重なってということで、できる範囲で御説明いただきたい。

○生涯学習課長　年間にあの体育館を運営していくためにかかる費用を仮として出している。

それが指定管理料として利用料金としてお金をいただくということで、年間で言うと、1億1,600万ぐらいの規模と算出をしている。その歳出のほうでは、その中ではまず人件費絡みと、中のトイレトペーパーなどの消耗品、あとは燃料費、光熱水費というその辺の需用費、それと実際に今度はPRとか広告料みたいな役務費関係、どうしても機械の維持とかとか消防関係のメンテナンス関係など、その委託はやはり外部にやはり発注しなくてはならない部分であり、そういう委託料関係、あと、あそこにトレーニング関係のマシンを設置するので、それについては借上げ、要はリース料、そういうものが使用料とか賃借料の部分で計算をさせていただき、あとそのほかに諸経費みたいなところも含め、先ほど言った年間1億1,600万ぐら

いかかるのではないか。そこから利用料金、平日約 20%の御利用と、休日が 60%ぐらい稼働するかなということで、1,950 万円ほどで計算し、指定管理業務も最大 9 億 9,650 万という、年間の金額を示している。対して今回 4 億円ということで算出した金額よりも低くなっているということになる。

○副委員長 委員長を交代する。 (13:58)

○委員長 委員長を交代した。 (13:58)

ほかに質疑はないか。

○高瀬委員 当市のスポーツ施設とそれからとちぎフットボールセンターのリアンビレッジは、減免の措置が入っていると思うが、この文化スポーツ複合施設に関しても、できるだけ学生さんとかシルバーの方が使うときに、減免という方向で持っていくってことは可能なのか。

○生涯学習課長 減免については前回も設置及び管理条例の制定のときにも御説明したが、4 月に向けて今検討しているところであるが、現在の体育施設と同じように高校生以下、あと障がい者の方について減免が入るように、指定管理者のほうと協議をしていきたい。

○高瀬委員 学生たちと確か市長が承認したものについても減免という文言がほかのものにあったと思うので、そちらの方もぜひお願いしたい。それで、ほかのスポーツ施設の学生合宿の方が本当に矢板の職員さんの対応が非常に親切でやさしいということでリピーターが増えているので、こちらの指定管理者の方にもそういったことをぜひぜひ続けていっていただき、さらなるスポーツツーリズムの推進につなげていただきたい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する (14:02)

○委員長 休憩前に引き続き再開する

(1 5 : 4 7)

【議案第 2 3 号】 矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 23 号を議題とする。

○農林課長（村上治良）

（「議案書」65 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 23 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 エコモデルハウスの 0 円は分かるが、道の駅やいた及びと書いているから、そうすると道の駅だと指定管理料があったような気がしたが。

○農林課長（村上治良） 道の駅部分はこれまでも、指定管理料を前年度もいただいてない状態で、先ほど申し上げたがエコモデルハウスのみかかっていたということで、株式会社やいた未来が令和元年度から指定管理を受けているが、道の駅の部分は 0 円である。エコモデルハウス部分が令和元年度から 2 年度が 511 万 4,000 円、休館となった令和 3 年度からが維持管理 100 万円のみということで、今回、テナント等が来年度有償貸付けなので、その部分は市からの指定管理料が 0 になるということである。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決された。

【議案第 2 4 号】 矢板市営住宅及び矢板市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

○委員長 次に、議案第 24 号を議題とする。

○建設課長（柳田豊）

（「議案書」66 ページにより説明）

○委員長 これより議案第24号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 市営住宅の今後の統廃合に向けた動きについてもう1回確認させていただく。

○建設課長 今後については、現在は低層住宅の解体から進めており、その後、中層住宅のほうも減らしていく。まずは、今年度、上太田住宅の解体を行い、その後、乙畑そして荒井の市営住宅の低層住宅の解体を進める。現在の入居者には、昨年の令和4年の2月に、今後、解体を進めていくため退去をお願いしたいと事前に通知を行っており、徐々に今後解体に向けての交渉等も入っていく予定で進めている。

○佐貫委員 退去後はちゃんとその移動先を確保していただいた上で整理しているのか。ぽつぽつと住んでいるから1か所集まれば、ここは潰せるという認識でいるが、退去っていうと、何かどっかいつちゃえみたいなふうに聞こえたが。

○建設課長 低層住宅を解体するために引っ越しいただく際、その相手方にとってほかの市営住宅に行きたいのか民間のアパートを借りられるのかとかそういうのもあるので、それによる移転交渉させていただき、補償費をお支払いする形で移動していただく。

○佐貫委員 使われている方々の属性とかを鑑みると、多分きついこともあるかと思う。ただ、住処なので、丁寧に進めていただければと思う。御苦勞をいろいろされているとは思いますが。

○小林委員 今の質問に関連で引っ越しをされるわけで、ということは引っ越しの費用もかかると思うが、その辺の費用に何か手当をつけると言っていたが、費用はどのようなになっているのか。

○建設課長 上太田市営住宅の場合は、一応正式な算定費用の計算をし、ほかのところに移動していただくため、一人当たり大体30万ぐらいをお支払いして退去していただいた。

○渡邊委員 私も市内の市営住宅を見たが、ガラスが割れていたり草が生い茂っていたりかなり危険な状態であって、単純に言うと、誰でも忍びこめてしまうような状況にあるということで、その辺の防犯的な部分に関しての管理について教えていただきたい。

○建設課長 確かに現在草がかなり生えているが、年に2から3回程度草刈をしたり、

指定管理業務の中で施設の管理も入っているので、そのようなガラスの割れた部分は、ビニールを貼るなりそういう対応もしているので、御理解いただきたい。

○渡邊委員 引き続き壊すまでは管理のほうもよろしくお願ひしたい。

○齋藤委員 今、上太田住宅は何人ぐらい住んでいる方はいらっしゃるのか。

○建設課長 低層住宅は全部解体したため中層住宅だけになるが、36 世帯入居している。

○齋藤委員 今、36 世帯の方たちがほかへ移ってもらうという形か。壊すところはもう誰もいないということか。理解した。中住宅もかなり古いと思うが、中住宅は空いているのか。

○建設課長 中住宅は確かに古いため、政策空き家として入居をずっと断った状況である。

○齋藤議員 そうすると、今いる人たちがなくなった時点で解体ということになるか。

○建設課長 まずは低層住宅から解体していくが、それが終わった段階で今度は中層住宅の解体に入るので、議員のおっしゃるとおりになる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 24 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決された。

【延会】

○委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいが御異議あるか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。

したがって、本日の会議はこれで延会することに決定した。 (16 : 06)

再開の参集日時については、事務局から追って通知する。

○12月4日

【再開】

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているので会議は、成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を再開する。 (14:45)

【議案第22号】矢板市城の湯やすらぎの里の指定管理者の指定について

○委員長 議案第22号を議題とする。提案者の説明を求める。

○商工観光課長（小林徹）

（「議案書」64ページを朗読）

現在までの本議案に対する選定プロセスとしては、本年4月より選定基準、評価方法及び募集要領についての検討を開始し、庁内における様々な事務手続きを経て、8月17日に株式会社やいた未来が非公募で行う旨の全協報告、9月13日募集開始、同月29日に株式会社やいた未来より申請書を受理し、10月に2度にわたる指定管理者選定委員会を行い、11月8日候補者が株式会社やいた未来となった旨の全協報告、同月22日、仮協定締結、同月24日本議案提出のあったところである。

城の湯やすらぎの里については、本年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプを活用し宿泊施設を整備し、来年度から滞在型スポーツツーリズムの拠点として運営を開始するとともに、温泉運営やキャンプ場運営等についても、引き続き行うこととなっている。

2に記載の候補者の選定理由としては、8月11日及び11月8日、また12月20日の議会でも説明したが、計画当初の段階より運営形態の類似例がなく指定管理料の算定が困難であることから、矢板市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条第2項の「施設の設置の目的、性格、規模等により公募に適さない場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる市が出資している法人、公共団体、又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。」に当たるものと判断し、非公募で株式会社やいた未来に選定したところである。また、株式会社やいた未来においては、これまで観光交流拠点として運営してきた、道の駅やいたの実績があることに加え、

定款には温泉施設やキャンプ場などの維持管理運営が記載されていることを考慮して、やいた未来が候補者に最適であると判断し、選定したところである。さらには、やいた未来が受託することによる効果としては、道の駅やいたとの連携はもとより、スポーツツーリズムにおける文化スポーツ複合施設の連携や、観光面での山の駅たかはらとの相乗効果、さらには、地元雇用の促進を図ることなどが期待できると考えている。

3に記載がある指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としての試行となる。

4指定管理料の額は総額3年間4,500万円となり、現在の指定管理料と比べ年度あたり500万円の削減が見込まれる。今後、議決いただき次第、速やかに開業に向けた準備を行い、併せて市民への広報・周知や、御協力いただける地域の皆様、関係団体との調整を進め、4月のリニューアルオープンに向け、万全の体制で臨ませていただきたいと考えている。

○委員長 これより議案第22号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○齋藤委員 今の説明で納得した。やいた未来でやることであれば中身も見えるのでよいかと思う。そしてまた、矢板市の情報発信の場としては、最高かと思うが質問させていただく。非公募だと法律違反にはならないのか。

○商工観光課長 法令上問題があるかというお尋ねかと思う。市では現在まで、収支の見込みや運営形態など、把握が困難なものについては、非公募で試行期間を設け、収支とか運営形態などの把握をさせていただいているところである。これらについては条例とか法令に則り、行政手続きを進めているところであるので、何ら法令違反になることはないと考えている。

○齋藤委員 分かった。もう一つ、このように指定管理料の金額が思ったより安いような気がするが、これは足りないときはどうするのか。

○商工観光課長 指定管理料が安くて足りないときどうするのかということだが、今、やいた未来から出されてる事業計画においては、1,500万円の指定管理料があれば、不測の事態は別だと思うが、原油価格とか物価高騰とか、そういったものは国の補填とかあればそういったもので補填させていただくが、不足があっても今のところは市で補填する考えはない。

○渡邊委員 非公募でやいた未来ということで、今お聞きして私も城の湯温泉の温泉・キャンプ場、そこに加えて、スポーツツーリズムから宿泊施設の運営となると、

かなり新しいことに向かうことになるので難しいと思うし、今後、仮に公募でほかの方が入った場合に、もし途中で何かの理由で運営が難しくなったりとか困ったことがあった場合に、やはり、やいた未来が今回やることによって、いろんなノウハウを身につけることで、そういう場合のアドバイスとかやり方に対して、今後は続けてやってやるのか、公募するのか分からないが、今後、公募した場合においてもアドバイス等ができるという状況になっていくと思うので、この3年間にやいた未来もかなり大変だと思う。新しいことに向かってやっていくということで、いろいろノウハウがあると思うが、その辺は本当にこの金額でやれるように、ぜひ努力をしていただきたいが、その辺のやいた未来の今回公募に当たっての、こういう部分が良かったという点を詳しくお聞きしたいのと、やはり道の駅をやっているので、広報活動は重要だと思うので、道の駅を通じての広報活動のもし具体的にこんなことをやっていこうというのがあればお伺いしたい。

○商工観光課長 やいた未来がやっていく上でいろんなところと連携したりとかそういったことの御質問かと思う。やいた未来が事業計画で出されている計画上の話になるが、まず関係機関との連携ということで、やいた未来であるので道の駅やいたはもとより文化スポーツ複合施設こちらはスポーツツーリズムの推進ということで連携していく。あと山の駅たかはら、こちらは観光面ということで連携させていただく。

そのほかに矢板スポーツコミッションというのが観光協会のほうで事務を担っているが、これもスポーツツーリズムの推進のために設立されている団体である。今年度、新たに栃木県もスポーツコミッションというのを立ち上げたところである。こちらのほうとの連携も深めてまいりたいと考えている。

あと関係団体ということで、矢板市観光協会は城の湯のほうで連携させていただいて、事業提携のもとやっていきたいと考えている。団体をお持ちの議員もいらっしゃると思うが、そういった方々に協力を仰ぎながら関係機関・団体と連携してまいりたい。それから最後に地域の皆様におかれては、食材の提供やそういったところの連携を深めてまいりたいと考えている。

そういった中でやいた未来がノウハウを蓄積できるための協力体制とか、そういったものは構築してまいりたい。

○渡邊委員 あとはやはり地元の雇用ということで、ほかに公募された会社に対して地元が絶対こうですよ、ああですよというのは難しいと思うので、いろんな部分で

公募になってから地元雇用という部分に関しても、その辺はぜひ進めていただきたい。

○商工観光課長 まず雇用に関することを、やいた未来の今回の計画からお話させていただきくと、やいた未来の申請書に基づきまして審査会に私も出席させていただいたところだが、計画のヒアリング時に地域雇用の促進ということで、やいた未来のほうからかなり積極的なアピールがあった。現在の指定管理者が雇用しているオーエンスで 27 名の雇用をしているところだが、やいた未来とすると本人の意向もあるが皆さんの雇用を約束したいと、なるべく頑張って全員雇用できるような体制を整えていきたいということでプレゼンテーションがあったところである。

○渡邊委員 今、オーエンスの件をお聞きして、私も今言われて気づいたが、やはりオーエンスが無くなってしまうと、そこで働いてる方々が先々すごく不安の方がいらっしゃると思う。

やいた未来がそこを引き受けるということは本当に素晴らしいと思うので、いろいろと新しいところで大変だと思うが、ぜひやいた未来に頑張ってもらいたいと思う。

○小林委員 小林課長から説明をいただいて、やいた未来がこの指定管理ということで伺った。私としてはそれでいいと思っているが、それで指定管理の条例の第 4 条第 2 項その中で、今説明を聞きましたけれども、もう少し深めてお伺いしたい。

やいた未来が、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる施設にふさわしいということで、この株式会社やいた未来を決めたわけだが、その前段であるところの条件として掲げている、設置目的、それから性格、規模等に適したと判断されたと思うが、その辺のところをもう少し詳しく説明いただきたい。

○委員長 暫時休憩する。 (15:02)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 (15:03)

○経済部長（村上治良） 条例の第 4 条 2 項の中で、考慮すべき項目として、どういふところかということなので、設置目的の中では役割重要度などがあり、性格については、収益性、難易度、需要予測サービス水準などが考えられる。また規模としては利用者数、従業員数、施設の規模、機能、安定性などである。これらを総合的に検討の上運用していくということで、また、やいた未来についてということもあったかと思うが、やいた未来は道の駅の指定管理者として施設管理事業運営に豊富な、知識実績を有して市の出資法人であるため、市政運営方針や各種施策などを十

分に理解しながら運営することが可能ということである。なお、こちらの内容については、所管が総合政策部門になっているので、答弁に不十分な点があれば御了承いただき、一旦止めさせていただきながらお答えしようと思う。

○小林委員 そうすると、やいた未来が今の状況では、最もふさわしいということで、いろいろ検討して設置目的、性格とか規模とか、そういうやいた未来の実績などを鑑みて、やっぱりこれを総合的に判断して、これが適切というふうに判断されたというように捉えてよろしいか。

○経済部長 小林議員の御質問のとおり、非公募としているその理由について考慮すべき項目全て、先ほど申し上げた項目を中心として、総合的に検討の上、決定したということである。

○小林委員 総合的な判断で最もやいた未来がふさわしいと、そういう判断で了解した。

○高瀬委員 今、指定の期間を3年にすることだったが、その3年にした理由は何か。

○経済部長 3年間にした理由については、今回、城の湯の関係はこれまで福祉施設であったところが目的機能の変更ということで状況が変わるので、試行的期間を3年程度ということで計画して、非公募とさせていただいたところである。

○高瀬委員 各種団体が連携してスポーツツーリズムを推進していくということで…。

それと先ほど地域雇用で27名の方について、今、城の湯温泉に合宿でたくさんの大学生が訪れているが、皆さんが親切にしてくださるというのがリピーターを作ってる要因と思うので、ぜひとも今後とも協力し合って、さらなる推進を果たしていただきたい。

○掛下委員 二つほど質問する。一つ目は非公募と公募の理由の中で、非公募にした理由の中で年間の運営料金が決まらないからという説明あったが、既に4,500万と指定管理料が決まってる以上、決まらないというのは理由にならないのではないかと考えているが、その非公募にした理由の中に入らないのではないかと考えているがいかがか。

○商工観光課長 本施設の改修についてからお話をさせていただきたいが、先ほど御説明したが、こちらは国の交付金を活用し改修しているところである。この計画の中で国に計画書を提出しているが、そちらで指定管理料の削減をうたっているところである。

指定管理料については通常、積み上げによる上限額の設定をしている。これも先ほど申したが、類似例がないことから積み上げによる積算が困難であったということから、現在の年度当たり、今のオーエンスのほうで指定管理料 1,998 万円で受けていただいているところであるが、計画の中で削減をうたっており、国の計画上もあるため、削減率を 25% 目指そうということで想定し設定したところである。こちらについては 3 年間の試行期間の中で適正な指定管理料などを見極めてまいりたい。

補足で、年度あたり 1,500 万円の指定管理料ということになるが、運営形態など同様な利活用の促進やサービスの提供が可能か、こちらを 3 年間でノウハウを蓄積させていただき、3 年後を積み上げによる、今度は指定管理料の算定が可能になるかと思うので、その段階で公募非公募を含め判断させていただきたい。

○掛下委員 なかなかこの積み上げによる選定という理由が、私もよく分からない。ただ、結果論としては 3 年間で 4,500 万でできるのだから、今スタート地点で、料金体系が決まらないからという理由、今言った国のことがあるから削減目標だったら、3 年間で 6,000 万円を 4,500 万にしたという事のあるのだから、最初から 4,500 万で公募をやろうと思ったらできるのではないかな。そういうふうに思ったが積み上げ方式ではないが、最初からそんな形でやればできるのではないかなという思いがあるがいかがか。

○商工観光課長 まず、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうが、削減については国の計画書でうたっているところがあり、まずは一義的に 25% の削減を目指しましょうというところで、その年間 1,500 万でどのぐらいのサービスが提供できるかとか、役割分担だったりとか、そういったものをまず精査してこの 1,500 万がまず妥当なのかどうか。そういったところも、サービスの度合いやそういったものを見極めながら、総括的に判断して、次期の 3 年後にはその指定管理料の 1,500 万は足りないのか足りているのか、それとももっと 1,500 万のままサービスをもっと良く提供するのかとか、そういったことを見極める試行期間として、3 年やらせていただきたいと思っている。

○掛下委員 少しそこが分からないので、要求の中で決まってるのは OK で、次 6,000 万から 4,500 万これはしか仕方なくて、削減だとして、それをそのままストレートに公募に持っていけばいいのかなと単純に考えているが、それがなぜできないのか。

○商工観光課長 まずは 1,500 万で 3 年間の試行期間ということでやっているの、

1,500万においてどのようなサービスが提供ができるかを見極めさせていただき、次期の指定管理の際にその辺の精査を行いたいと考えている。

○掛下委員 それは最初から公募でなくて当初、非公募でいこうというスタンスだから、それが可能だと思う。ただ原則公募にきなさいということがある以上、それを前面に出して料金が決まらないから、非公募にしたという理由を説明していたので、それは違うのではないかという意味なのだが。やはり最初から非公募で進んでるがために、4,500万で決めたということなので、非公募の理由としては該当しないのではないかなと思っているが。

○商工観光課長 先ほどの説明のとおりでして、こちらの何回か答弁させていただいた以上のことはございませんので、御理解いただければと思う。

○掛下委員 同じ内容の質問は2回までと言われているので、とりあえず疑義があるってことだけ伝えておく。それで、続いての質問は、もともと3年間で6,000万を4,500万にするときに、通常考えると今までの温泉機能にプラス宿泊機能があるから、当然指定管理料が高くなると単純に考えているが、安くなる理屈が見当たらないが何かあるか。

○商工観光課長 こちらはやいた未来の計画書の中で、自主事業の運営というか展開を考えているというような計画書であった。それではスポーツツーリズムの推進の中で、例えば、合宿者に対しお弁当を提供するとか、そういったものは指定管理料ではなくて、自主事業として認定をすれば、自分たちで身入れとしてやれるとか、そういったこともあり自主事業の展開をしていくことで、指定管理料等を受ける金額を下げてでもできるといったところで、やいた未来のほうからはそういった計画書が挙げられている。ですから、そういったことで本来高騰するのではないかというお話でしたけど、やいた未来のほうではそういう企業努力をしていただけるというような計画書になっており、それで一応うちのほうも採択させていただいたところである。

○掛下委員 宿泊に伴う各種政策をして、収益を上げてそれを充当する。従ってこれを安くするという考え方で素晴らしい。そういう意味では、自主的なそういう経営として、すごく素晴らしいなと思う。ぜひともそこは、それでできるのであれば、やっていただくのが筋かなと。単純に考えるともう少しかかるのかなという思いがあったので。それでは頑張っていたきたいと思う。

○渡邊委員 これ、やいた未来に聞くべき質問かどうかを迷ったが、温泉を今、オー

エンスがやっていて、今度やいた未来が引き継ぐということだが、温泉の料金とかも今度変わることもあるのではないかとということで、高くなったりそういう部分もあると思うが、私、温泉好きなのでいろんな場所に行くが、市民の方は割引だったりとか、あとは例えば 10 回分買うと 1 回分がサービスとか、個人としては高いところよりも安かったりサービスがあると、ほかよりもここがいいから何回も行こうかなということがあると思うので、やはり単純に上げてということではなくて、安くしてとかサービスをプラスして、何回も来ていただくというようなやり方をしていくことで、利用者を増やすということで、やはりたくさん人が来たからお湯が減るとかそういうことはないと思うので、その辺に関して分かる範囲でいいのでお聞かせいただきたい。

○商工観光課長 高瀬議員からも、城の湯について特典・割引についてはどうなるかということで、お尋ねがあった。そのとき答弁をさせていただいたが、まずはやいた未来のほうで指定管理を受けていただいて、そのあとの協議になるということになっているが、今回の計画の中で見させていただいた計画書の中にも、特典・割引についてはたくさんうたわれており、例えば子どもたちとか、高齢者の方とかそう言った記念イベントで特典・割引を行うとか、あと施設間連携による特典・割引とか、そういったものを計画されているということあるので、議決いただければそれ次第そういった特典・割引につきましても、すぐに協議を始めてまいりたい。

○渡邊委員 高瀬議員も質問したと思うが、今回やいた未来が引き継ぐと決定した場合には、やはり商工観光課のほうといろいろ連携しながらたくさんの方に利用してもらうというようなことで、いろいろなことと連携しながらアドバイスしたりとか、その部分に関してはぜひよろしく願います。

○小林委員 4 月 1 日からこの予定で決まると、やいた未来に引き継ぐことになるが、現在、城の湯が動いてるわけなので、そこで働いている従業員の方は、このことについては、やいた未来のほうでは計画にどういうふうになっているのか。

○商工観光課長 オーエンスで働いてる方々の今後の雇用については、先ほどちょっと触れさせていただいたが、皆さん雇用するような計画でやいた未来のほうで考えているということでヒアリング時にありましたので、多分議決いただければ速やかに、各従業員の方々に正式なオファーをさせていただいて、雇われない方につきましては、順次、そういったことの作業ということになっていくのかなと思っている。

○掛下委員 これも公募と非公募の関係の理由の中で、現在、株式会社オーエンスと

いうところで、温泉施設をやっている。それに宿泊機能をプラスすることで、ノウハウとしては宿泊のところを重点にやればいいので、できる要素はあるのかなど。やいた未来も同じように食堂をやっているから、それぞれメリットがあるので、単純に言うともうそういう非公募にする理由よりも、ちゃんとそれなりの公募するほうが妥当かなと思っているがいかがか。

○委員長 暫時休憩する。 (15:23)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 (15:24)

○経済部長 先ほど何度かの答弁の繰り返しになってしまうが、その非公募について事業計画に対する、経費の設定の妥当性をはじめとして利用者の動向、公共目的に対する役割など様々な項目を検証して、更新時期以降の指定管理のあり方を見極めるための施設の設置目的を最も効果的、効率的に管理できる事業者を非公募にて選定しているので、何度も繰り返すようだが、このような理由で非公募とさせていただいた。

○齋藤委員 先ほどの質問と重複するが、指定管理料の金額が3年で4,500万ということだが、これは毎年1,500万なのか1度に4,500万なのか。

○商工観光課長 毎年1,500万を上限として、そちらの方で協議しながら、支出するものになっているので、年度当たり1,500万ということになる。

○齋藤委員 そうすると、1年目というのはやはり投資する金額がかなり多いかなと思う。そうすると、1,500万では足りないときは借入みたいな形でやり、足りない分はやいた未来が負担して事業を行うという形になるかなと思うが、もし2年目に1,500万かからない場合でもやはり1,500万は指定管理として出すということか。

○商工観光課長 基本的には計画の中で1,500万の指定管理料で計算していただいて、初期投資とかもあると思うが、そういったものを分散して会社の方で考えているところだと思う。最初の年お金かかるからと言っても、例えばそれはリースであったりとかそういったことをやりながら、多分計画されることになると思うので、その辺は会社の方で判断していただいて、1,500万の指定管理料を均衡に3年で市から受託して、それを実施していくということになるかと思う。

○齋藤委員 1,500万かからなくても、それはそれで1500万いただく。指定管理のほうでもらえるということになるか。

○商工観光課長 あくまでも年度当たりの協定になってくるが、1,500万が上限でということになるので、やいた未来とすると1,500万の請求が上がってきて年度当

り 1,500 万、その事業内容を精査した上となるが適切な支出が認められてるという判定のもと、1,500 万円を毎年振り込む形になる。

○委員長 委員長を交代する。 (15:29)

○副委員長 委員長を交代した。 (15:29)

○宮本委員 矢板市の指定管理者の選定についての、公募・非公募の件だが、「原則公募であるが、状況に応じて試行的に期間を3年間程度に短縮し、事業計画に対する経費設定の妥当性をはじめ、利用者の動向、公共目的に対する役割など、様々な項目を検証しながら、」「施設の設置目的を最も効果的、効率的に管理できる事業者を非公募にして選定する場合がある。」ということで、この非公募になったとは思いますが、試行期間中に事業計画に対する経費の設定の妥当性を見たり、利用者の動向を見たり、公共目的に対する役割などを検証したりということで、これ受けてからの話はあるが、選定する前にこの事業計画に対する経費の妥当性、それから利用者の見込み、動向、それから公共目的に対する役割など、これ試行期間ではなく選定する前の段階での、担当課での見込みがあったら示していただきたい。

○副委員長 暫時休憩する。 (15:31)

○副委員長 休憩前に引き続き再開する。 (15:32)

○商工観光課長 いっぱいありましたのでこれがお答えかどうか、少し整理しながらお話をさせていただきます。

まず、やいた未来の例えば収支計画だったり、見込みとかそういったものの妥当性を商工観光課としてはどう考えているかという御質問だったと思う。やいた未来から出された計画書において、まず収入の合計であるが、今回ある宿泊施設も込みで1億500万で、総事業費として収入が挙げられている。支出についても同額で1億500万ということで、一応利益のほうは見込んでいないというような計画となっている。

この積算をするに当たり利用者数とかの記載もあり、城の湯温泉センターの利用者数については、令和4年度の10万5,000人、こちらを参考として計画しているところである。あと宿泊者数、これが温泉の利用者数と宿泊者数が、収入に占める割合が大きいものとなるが、宿泊者数については国の計画の中で、5,000人を目指すと。これは5年後、年度あたり5,000名を目指すというような計画となっており、当初は来年度につきましては4,000名程度の宿泊者数を望んでいるといったところで計画されている。担当課の所見としては、コロナで、例えばスポーツ交流人口だった

り、あとは温浴施設の城の湯の入浴者数も戻ってきていることもあることから、令和2年度同等ぐらいの温泉利用者数、あと今回の計画の中の4,000人程度の宿泊者数は妥当性があると思って、一応計画のほうは見させていただいたところである。

今のところ、これ私の所見だがそのようなことを思っている。

○宮本委員 そうすると今のお話のとおり、担当課では自信を持ってやいた未来を指定管理者に選考したという判断でよろしいか。

○商工観光課長 国の交付金を用いてこの施設が滞在型スポーツツーリズムの拠点として、今後、観光振興だったりスポーツ合宿だったり、そういった様々な拠点の施設になる。そういったことから、自信を持って取り組ませていただきたいとだけ申したい。

○宮本委員 我々議員として心配するのはこの、試行期間中、利用者は県内外を問わずだと思うが、それに先ほど委員の方々から質問があったかと思うが、現在利用している温泉について、福祉の問題で前からも言われているが、その辺の絡みで、試行期間中に、担当課としてはどの辺をどのように見て、市民に利用しやすくなるようにするのか。どの辺をしっかりと見ておかななくては市民のためにならないなという考えはあるのか。

○商工観光課長 どちらかと言うと、既存の温泉の利用者の方々はサービスが低下するのではないかと、合宿機能とか滞在型スポーツツーリズムということで、御懸念されているところかと思う。ただ、やいた未来の計画は商工観光課でも同じような考えであるが、まずは城の湯温泉センターにおける今までの利用といったところにマイナスのイメージっていうか、そういったものについては困るため、そういったところで、先ほどから質問のある特典の割引とかそういったものを継続させていただいた上で、さらなる温泉利用者のプラスアルファが提供できればと思う。

ただ、やはり昨今の原油価格・物価高騰により、少し温泉利用料金は上がるかもしれない。それは多分これから協議していく中で、上限額のほうも改定をさせていただいたが、そういったことで最低限にとどめるようなことで考えたいというような計画となっている。その辺は指定管理者と協議してまいりたい。ただ、それもまして先ほど割引とかあったが、そういう自主事業を実施いただきながらいろいろ考えていきたい、プラスアルファの部分の部分を強めていきたいと考えている。スポーツ合宿については、基本的に県内県外からお越しの方がいらっしゃると思う。その辺の方についても市としては交流人口として捉えて、地域の方々と触れ合っていただく

場、そういった観光交流拠点の場としても、城の湯がそういった場となることを期待しているところである。

○宮本委員 最後にまた質問はダブるかもしれないが、担当課としてこのやすらぎの里の指定管理者については、やいた未来が最も適当である団体であり、方法としても最適だったということで認識しているという判断でよろしいのか。

○商工観光課長 やいた未来が最適の団体か。私どもは最適の団体であると捉えている。非公募については問題ないと、自信をもって言いたいと思う。

○副委員長 委員長を交代する。 (15:40)

○委員長 委員長を交代した。 (15:40)
質疑はないか。

○佐貫委員 二つほど質問する。まず、一つ確認として課長の説明でデジタル田園都市構想の補助金が入ったと。それで指定管理料を前年度比に対し減額してやらないと補助対象にならないと私は理解したが、まずそこが事実として正しいかどうかお答えいただきたい。

○商工観光課長 佐貫委員がおっしゃるとおり、この計画の中で指定管理料の削減をうたって、そういったところで地域の財政とか、そういったものを鑑みて計画書になっているので、そういった削減がうたわれているというのは事実である。

○佐貫委員 前後関係の確認だが、デジタル田園都市構想の採択基準に指定管理を削減する団体っていうのが明記されているのか、それともこちらから、そこに応募したタイミングで削減するので、採択して欲しいとなったのか、どちらか。

○商工観光課長 市のほうが、指定管理料の削減ということで、こういった2億円からの事業費が投じられている施設であるので、市の財政負担軽減ということで市のほうから提案して、削減を計画書の中に盛り込んだものである。相手から求められたものではない。

○佐貫議員 了解した。デジタル田園都市構想の要領を見ても今その部分を書いてなかったんで、確認させていただいた。それを踏まえて質問させていただくと、やはり事業領域拡大かつ人件費物価高の今、この指定管理料でやるのは大変だと思ったときに、それで受けてくださった、やいた未来の方には感謝するしかないとして、このトライアル試行的期間の3年間は大きくて、仕事をする上で。行政と民間は違うとはいえ事業案件としては非常に民間型に近い、営利活動に近いと言ったときに、例えばこの3年間で、試行するとして悪いイメージみたいなのがついたら、一瞬に

してまず終わってしまう。もう2度と行かないやとか、実は試行期間としてというのは、行政側の視点であってお客様としてはもう本番でしかなくて、その試行期間の中で、何をもってどの視点で試行していくのかっていう、要はマーケティング上そのテストトライアルプロセスみたいなところだが、少しそこは多分説明しなくては分からないので説明するが、どれぐらいのお客様がどの世代で、どのエリアからどのぐらい来て、結果どのぐらいのお金を投じてくれて、満足度はどうなのかというところをちゃんと、せめて1週間に1回ずつデータ集めて揉んでいかないと、テスト期間というのはテストにならないし、まずいと思ったときに手が打てない状況になってから行政に来てしまう可能性が高いと。そしたら多分3年後、もっと誰も引き受けてくれない状況になってしまうとか。

なので、期待を込めて今言っている。トライアルというのはやってる側の言い分であって、お客様はそのときでもう一期一会で最後かもしれない。そうすると、ちゃんとしたサービスを、ちゃんと提供しないと、もう育っていかないと。そのためにも、データ分析というのは普通だと毎日絶対していく。もう瞬間瞬間に上がってくる。しかし、このお金でどのぐらいのマーケティングにスタッフ配置できるか分からないが、せめて週1ぐらいのデータ確認をしていかないと厳しいかなと。

もう1回言う。お客様どの世代、性別、性別は今なかなか難しいが、性別、エリア、属性でどれぐらいお客様顧客単価を落としたのか、どこに不満があって、満足度が高いのかというのを、できるだけ簡便な方法で、例えばQRで読み込んでアンケートに答えてもらうとかを仕込めば、行政の手も煩わせずに完全にデータで、デイリーで取れるから、そこをちゃんとやっていって育てていただきたい。でないと3年後誰も引き受けませんという状況もあるし、下手したら3年以内にもうあそこ行かないよ、良くないもんというのだったら本末転倒というか、1,500は税金であるから、本当にこの1,500を使って良いものに育てていただきたいので、そのマーケティングフローと、タスクというところはどのようになっているかを、確認させてほしい。

○商工観光課長 やいた未来のヒアリングの段階、審査会の段階でも、やはりマーケティングの話とか、そういったところもあった。佐貫委員がおっしゃるとおり、やはりこの施設に顧客を増やしていくためには、どの世代に向けて、どこから来ている、あとは本当におっしゃるとおりで1回離れてしまっただけは、やはりリピーターの確保、特にスポーツ合宿のほうは何度も来ていただける、全国から来ていただくよ

うな取組にしていかなければいけないので、そういったマーケティングについては今後、かなり研究していきたいということでやいた未来のほうからは、お話いただいたところである。

今、例えば、毎日やるのか、1週間でやるのか、そういった御提言もいただきましたところだが、具体的なところまで話は詰めていないので、今後もし、お認めいただいた際には、そういったマーケティングデータの整理とかは、きちっとさせていただきたいと。やいた未来のほうにも伝えて行政でも把握するということは努めてまいりたい。

○佐貫委員　そこが多分3年の試行的なところの目的であり、かつ、伸び代を掴む上でも非常に重要な業務領域なので、この3か月で多分いの一歩に実はそこが大事ではないかと思っている。頑張って進めていただければと思う。

○委員長　ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長　なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長　なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第22号は原案のとおり決定することに異議はないか。

○副委員長　異議あり。

○委員長　異議があるので、起立により採決する。

原案に賛成する委員の起立を求める。

(起立多数)

○委員長　起立多数である。したがって、議案第22号は原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長　以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長　それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。

(1 4 : 2 0)

矢板市議会委員会条例第 25 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

教育福祉産業常任委員会委員長